

千葉県ドクターヘリ運航業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、千葉県ドクターヘリ運航業務委託の契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 事業名称

千葉県ドクターヘリ運航業務委託

(2) 業務内容

国保直営総合病院君津中央病院を基地病院とするドクターヘリ（救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した専用のヘリコプターをいう。）の運航及び付随する管理業務。詳細は別添の「千葉県ドクターヘリ運航業務委託仕様書」に定める。

(3) 募集者

君津中央病院企業団（以下「企業団」という。）

(4) 事業場所

千葉県木更津市桜井1010番地

国保直営総合病院君津中央病院

(5) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（ただし、ドクターヘリの運航開始日は令和5年4月1日とする。）

(6) 提案上限額

総額 765,624千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 本プロポーザルに関する問合せ・受付担当部署（以下「担当部署」という。）

〒292-8535 千葉県木更津市桜井1010番地

国保直営総合病院君津中央病院 事務局庶務課

電話 0438-36-1071 FAX 0438-36-3867

電子メール soumu@kc-hosp.or.jp

※対応・受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該事業の提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
 - オ 本件の公募開始の日から審査完了日までの間に、企業団、千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の指名停止措置を受けている者
 - カ 君津中央病院企業団契約に係る暴力団対策措置要綱（平成29年君津中央病院企業団告示第8号）別表に規定する措置要件に該当する者
 - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (2) 本事業の受託に係る航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を有していること。
- (3) 航空運送事業の5年以上の実績を有すること。
- (4) 過去5年間に、ドクターヘリ運航業務の受託実績があること。
- (5) 本事業の実施に必要な専任の人員及び機体の確保ができる者で、本事業の実施に必要な有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者と同数以上の有資格操縦士、有資格整備士及び運航管理担当者を雇用していること。
- (6) 本事業に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機体を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
- (7) 過去3年間に於いて、運航する事業用機において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡するに至る重大な事故を発生させていないこと。

5 日程

実施内容	日程
① 公告開始	令和4年9月12日（月）
② 募集要項等の配布	令和4年9月12日（月）から 令和4年9月22日（木）まで
③ 募集要項等に関する質問受付	令和4年9月12日（月）から 令和4年9月22日（木）まで
④ 募集要項等に関する質問回答	令和4年9月27日（火）
⑤ 参加表明書類の受付	令和4年9月12日（月）から 令和4年10月3日（月）まで
⑥ 参加資格確認結果、提案要請書の通知	令和4年10月13日（木）
⑦ 提案書の受付	令和4年10月13日（木）から 令和4年10月21日（金）まで
⑧ 選定委員会（プレゼンテーション）	令和4年11月2日（水）

⑨ 選考結果の通知・公表	令和4年11月10日（木）
⑩ 契約の締結	令和4年11月
⑪ 運航開始	令和5年4月1日（土）

6 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和4年9月12日（月）から令和4年9月22日（木）まで

(2) 配布内容

- ア 本要項
- イ 千葉県ドクターヘリ運航業務委託公募型プロポーザル提出書類様式
- ウ 千葉県ドクターヘリ運航業務委託仕様書
- エ 業務委託契約書（案）
- オ 君津ドクターヘリ運用要領

(3) 配布方法

君津中央病院ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.hospital.kisarazu.chiba.jp>

（君津中央病院企業団＞調達関連情報＞令和4年度調達関連公告）

7 募集要項等に関する質問受付・回答

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。

(2) 受付期間

令和4年9月12日（月）午前9時から令和4年9月22日（木）午後5時まで

(3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年9月27日（火）にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。また、本事業の趣旨からかけ離れている質問への回答は行わない。なお、回答は本要項と一体のものとし、同等の効力を持つものとする。

8 参加表明書類の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）
- イ 参加資格要件確認書（様式第3号）
- ウ 印鑑証明書
- エ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 航空運送事業に係る許可証の写し

キ 受託実績調書（様式第4号）

ク 受託実績調書に記載したドクターヘリ運航業務委託契約書の写し（事業件名、発注者、受注者、履行場所、契約金額及び契約期間が明記されたもの）

ケ 会社案内（パンフレット等任意）

※ウ、エ及びオについては、提出日から3か月以内に発行されたものとする。

(2) 受付期間

令和4年9月12日（月）から令和4年10月3日（月）まで

持参の場合、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(3) 提出方法

担当部署に持参又は郵送（受付期間内必着）により提出すること。

9 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、電子メールで企業団から応募者に通知する。なお、参加資格を有すると認められた者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

(1) 通知日 令和4年10月13日（木）

(2) 郵送日 令和4年10月13日（木）発送

10 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第5号）を1部、担当部署に持参又は郵送により提出すること。

11 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、企業団が提供する配布資料をもとに「12 提案書作成要領」に従い、提案書を作成し、担当部署へ提出する。

(1) 提出書類

「12 提案書作成要領」によるものとする。

(2) 受付期間

令和4年10月13日（木）から令和4年10月21日（金）まで

持参の場合、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(3) 提出方法

担当部署に持参又は郵送（受付期間内必着）により提出すること。

12 提案書作成要領

(1) 一般的事項

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

イ 提案書類提出届（様式第6号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類にインデックスをつけ、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4判以外の様式については、A4判サイズに折り込むこと。

ウ 提出書類部数 9部（正本（記名押印したもの）：1部、副本8部）

正本の電子データをCD-R等（USBメモリ不可）に保存したものを1部提出すること。

(2) 運航実績及び運航体制（様式第7号）

・ 2（1）回転翼航空機（ヘリコプター）運航業務受託等の状況

ドクターヘリ、防災ヘリ、その他ヘリの運航受託実績（報道取材、電力巡視業務等は除く。）について記載する。ドクターヘリの実績は過去全てを記載し、それ以外は主要なものを記載すること。行が不足する場合は適宜追加すること。

・ 2（2）ドクターヘリ運航受託業務における運休の状況（過去3年間）

天候要因以外の機体不具合等が原因であるものを記載すること（提案者の帰責事由の有無を問わず記載すること。）。

・ 2（3）事故及び重大インシデント歴（過去3年間）

回転翼航空機（ヘリコプター）に係る事故及び重大インシデントとして国土交通省に報告した件数を記載すること。また、事故報告書など、当該事故及び重大インシデントの内容や対応等が分かる資料を別途添付すること。発生原因及び改善策は簡潔に記載すること。なお、運航管理業務委託契約により運航を受託した場合の事故等も含む。

・ 2（4）過去3カ年の経営状況

直近3年度分の経営状況について記載し、各年度の事業報告書を別に添付すること。

・ 2（5）守秘義務、個人情報の扱い

守秘義務や個人情報保護に関する規程の整備状況及び業務従事者への周知方法について、任意様式を作成すること。併せて関係規程を添付すること。

・ 2（6）航空機機種別保有状況

保有する航空機の状況について記載の上、詳細を別添1「保有航空機一覧表」に記載し添付すること。

・ 2（7）操縦士・整備士等の状況

操縦士、整備士及び運航管理担当者の総数を記載の上、別添2～4「ドクターヘリ運航に係る航空経歴一覧表」を作成し添付すること。運航管理担当者については、別添5「ドクターヘリ運航業務対応に係るCS（コミュニケーション・スペシャリスト）業務研修調査書」により、研修受講（運航開始までの予定を含む。）の概要を添付すること。

・ 2（8）特殊飛行業務への従事実績（過去3年間）

過去3年間におけるEMS飛行、山岳飛行、洋上飛行及び低空飛行への従事実績を記載すること。

・ 2（9）運航実施内容

千葉県の運航圏域における地理的特性及び救急医療搬送体制などの実情を踏まえ、運航事業者としてどのような課題認識を有しているか明らかにした上で、今後、県の救急医療にどのように貢献できるかを具体的に記載すること。

・ 2（10）運航実施体制

安全で継続的な運用を図るため、次の事項について具体的に記載すること。

ア 運航従事者（操縦士、整備士及び運航管理担当者）の確保・育成

(ア) ドクターヘリの安全で、効果的、継続的な運用を図るために必要な技能、経験、資格を有する運航従事者の確保及び育成に係る体制等を提案すること。

(イ) 実際に本県への配置を予定している運航従事者の体制を具体的に記載すること。

(例 県内に居住するスタッフが専属で勤務予定、他県から来県するスタッフ3名による交代制勤務 等)

(ウ) 操縦士にあつては、ライセンス保持者一覧表を添付し、ヘリコプター総飛行時間数、当該機種 of 飛行時間等、整備士にあつては、有資格航空整備士としての実務経験年数、当該機種又は同等以上の航空機を含む整備実務経験年数、運航管理担当者にあつては、運航管理担当者としての実務経験年数等を示すこと。

イ 緊急時において、運休を回避し継続運航するために必要な代替職員の確保及び代替部品の手配・取付等、運航事業者のバックアップ体制について具体的に記載すること。

ウ 関係機関（医療機関、消防機関、消防防災ヘリ、他基地のドクターヘリ等）との連携、協力体制の考え方及び具体的な方策を記載すること。

エ ドクターヘリの整備体制（日常の整備体制、定期整備の体制） など

※ 整備体制、スケジュールを分かりやすく提案すること。

・ 2 (11) ヘリコプター機体性能

次の事項について、具体的に記載すること。

ア 導入機種の基本性能・特長・機種選定の理由

千葉県全域をカバーする航続性能を有する機種であり、仕様書で求める基本性能を満たしていること、選定機種の特長及び選定理由を説明すること。

イ 必要な機体装備品の提案とその理由

ウ 機体への搭載医療機器用内装の提案とその理由

エ 通年運航を保証するための代替機の基本性能・特長・機種選定の理由 など

(3) 運航開始までの事前準備（任意様式）

委託契約の締結から運航開始までの期間を考慮し、令和5年4月の運航開始まで十分な準備ができるような計画として、次の項目を記載すること。

ア 運航開始までのスケジュール

(ア) 関係機関との調整（県、基地病院、医療機関、消防機関、現地関係者等）

(イ) ヘリコプター機体（代替機を含む）の調達

(ウ) 搭載する医療機器等の調達

(エ) 離着陸場の現況調査

(オ) 実機訓練の実施（搭乗医師や看護師、消防機関等との訓練の実施方法）

(カ) 運航管理室の整備（無線局申請及び通信システムの準備計画を含む。） など

(キ) IP無線機（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第23号に規定する実用化試験局の免許を得たもの）の機内持ち込み使用手続

イ 機器の調達・管理

(ア) 搭載する医療機器の種類等

- (イ) 保守点検等の実施計画
- (ウ) 整備作業に必要な部品・資機材及び航空燃料等の調達 など
- ウ 運航開始前実機訓練の実施
 - 運航開始までに行う搭乗医師や看護師、消防機関等と合同で行う実機訓練について、その内容及び方法等
- (4) 安全管理体制（任意様式）
 - 次の項目を記載すること。
 - ア 運航管理体制
 - 運航事業者としての安全運航に関する基本的な考え方を示したうえで、安全運航に向けた安全対策・危機管理体制について具体的に記載すること。併せて、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について具体的に説明すること。
 - イ 訓練及び安全教育等の実施状況
 - 運航従事者（操縦士・整備士・運航管理担当者）に対する訓練内容及び安全教育・研修の体制とその内容を示し、具体的に記載すること。
 - ウ 安全情報の収集・分析及び活用
 - 気象及び航空情報の収集分析体制を具体的に記載すること。併せて、過去に発生した事故や重大インシデント事例（他社発生事例も含む）を踏まえ、自社において安全対策を講じている場合はその内容を記載すること。
 - エ 航空保険の内容
 - その内容を示し、具体的に記載すること。
- (5) その他の取組（任意様式）
 - 本事業に資する取組として独自に創意工夫する点について記載する。なお、ドクターヘリ機体への広告掲載事業の実施について提案（広告枠の設定、広告料収益の配分等）があれば、この項目に記載すること。
- (6) 見積書（様式第8号）
 - ア 委託期間全体の委託料の総額及び令和5年度から令和7年度までの各年度の内訳を記載すること。委託期間全体の合計額については、提案上限額を上回らないこと。なお、実際の契約金額に関しては「16 契約金額に関する留意事項」を確認すること。
 - イ 令和4年度中にヘリコプター機体の調達や運航開始までの準備に係る経費が生じる場合は、令和5年度の委託経費に含めること。
 - ウ 見積金額の積算内訳を示す資料を添付すること。

13 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容に関して、千葉県ドクターヘリ運航業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 予定日時 令和4年11月2日（水）午後

※開始時間は、プレゼンテーション参加者の確定後に通知する。

- (2) 場所 君津中央病院2階会議室3

(3) 出席者 2名以内

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき実施することとするが、プロジェクターの使用も可とする。プロジェクター（VGA 端子）は当企業団で用意するが、パソコンその他プレゼンテーションに必要な物は持参すること。

イ プレゼンテーション実施後、ヒアリングを行う。プレゼンテーション時間は20分以内とし、質疑時間を含め参加者1者あたり40分を持ち時間（予定）とする。

なお、参加開催日及び開始時間については、プレゼンテーション参加者数によって変更する場合がある。

ウ プレゼンテーションは、提案書に記載されている内容についてのみ行うこととし、提案書に記載されていない提案内容については、認めない。なお、ヒアリングについてはこの限りではない。

14 評価及び評価結果の通知

(1) 評価基準

ア 評価項目

審査項目	配点
1 運航実績及び運航体制	
運航業務の受託状況及び運休の状況	8
過去3年間の事故及び重大インシデント歴	8
過去3年間の経営状況	5
守秘義務、個人情報の扱い	5
航空機機種別保有状況、操縦士・整備士等の状況	10
運航実施内容及び実施体制	10
ヘリコプター機体性能	8
2 運航開始までの事前準備	
運航開始までのスケジュール	5
機器の調達・管理	5
運航開始前実機訓練の実施	5
3 安全管理体制	
運航管理体制	8
訓練及び安全教育等の実施状況	8
安全情報の収集・分析及び活用	5
航空保険の内容	5
4 その他の取組	5
合計	100

イ 採点方法

各審査項目において、次の5段階により評価、採点を行う。（各審査委員の合計得点に端

数が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位までとする。総合得点に端数が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入し整数とする)

評価段階	評価の目安	採点
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.75
C	普通（業務の履行が十分に可能な水準）	配点×0.5
D	やや劣る	配点×0.25
E	劣る（記述なし、提案なしの場合を含む）	配点×0

(2) 評価の流れ

提案の評価に当たっては、以下の要領で行う。

- ア 提案書類及びプレゼンテーションをもとに、選定委員会の各委員が提案内容の実行能力を評価する。
- イ 評価の結果、合計点数の最も高い者を最優秀提案者に決定し、契約に向けての優先交渉権者とする。なお、最高点の者が複数の場合、提案価格が最も安価な者を選定する。
- ウ 各選定委員の採点結果の平均が50点以上であることを最低基準とし、これに満たない企画提案者は優先交渉権者として決定しない。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して令和4年11月10日（木）に電子メールにより通知する。なお、選考理由の問合せには回答しないものとする。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格確認の時点で参加資格があると認められたものの、提案書提出時点から評価結果通知までの期間に、「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなった場合
- イ 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ウ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 提案者の事業費が限度額を超えている場合
- キ プレゼンテーションを欠席し、又は正当な理由なく遅刻した場合

15 契約に関する事項

- (1) 企業団と優先交渉権者は、提案内容等について協議したのち、双方が合意した仕様書に基づき見積書を徴取し、契約を締結する。なお、契約価格は提案価格を超えることはできない。
- (2) 前号の手続が不成立の場合は、次点優先交渉権者と協議を行い、契約を締結する。

16 契約金額に関する留意事項

- (1) 用語の定義

ア 飛行時間 患者搬送要請に基づき出動した場合において、出動から帰投までの間にドクターヘリが空中にいる総時間

イ 委託料率 提案上限額に対する契約締結時の見積金額（3年総額・税込）の比率であり、次式により算出した率（小数点第3位以下切り捨て）とし、契約期間を通じて変更しない。

$$\text{委託料率（\%）} = \frac{\text{円（契約締結時の見積金額）}}{255,208,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 年}} \times 100$$

(2) 各年度に支払う委託料は、次の表に定めるとおりとする。ただし、算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

年度（運航年度）	委託料
令和5年度	令和4年度の飛行時間に対応する基準額 × 委託料率
令和6年度	令和5年度の飛行時間に対応する基準額 × 委託料率
令和7年度	令和6年度の飛行時間に対応する基準額 × 委託料率

(3) 前号の表に定める飛行時間に対応する基準額は、次の表に定める額（「医療提供体制推進事業費補助金」の交付対象となるドクターヘリ導入促進事業費のうち、「ドクターヘリ運航経費」及び「運航連絡調整員確保経費」の基準額の合計）とする。なお、当初契約においては、各運航年度の前年度の飛行時間は200時間以上300時間未満と想定して委託料を定める。

飛行時間	基準額
200時間未満	237,500,000円
200時間以上300時間未満	255,208,000円
300時間以上	272,917,000円

※ 履行期間中における「医療提供体制推進事業費補助金」の交付対象となるドクターヘリ導入促進事業費のうち、「ドクターヘリ運航経費」又は「運航連絡調整員確保経費」が増額又は減額となり、あるいは運航関連の費目が新設又は廃止され、発注者に交付される補助金の合計額が表に定める基準額を超過し、又は下回ることとなった場合は、発注者及び受注者で協議の上、基準額を調整するものとする。

(4) 各運航年度の初めに、前年度の飛行時間を発注者及び受注者双方確認の上、契約書に定める委託料の金額の変更が必要な場合は、変更覚書を締結する。

16 その他

- (1) 本プロポーザル手続に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出された提案書等の書類は、君津中央病院企業団情報公開条例等に基づき公開する場合がある。
- (4) 本プロポーザル手続において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生じた責任は、参加者が負うこととする。
- (6) 本プロポーザル手続に関して、追加すべき情報があった場合には、参加者全員に周知するものとする。